

宮崎市生活困窮者等就労準備支援事業実施要領

本要領は、厚生労働省社会援護局課長通知に基づく「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）」及び生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者就労準備支援事業」の両事業を本市で一体的に実施する上で必要となる事項について定める。

1. 事業目的

宮崎市で生活保護を受給している被保護者及び宮崎市自立相談支援センターで自立相談支援を行っている者のうち、生活リズムが乱れている、社会との関わりに不安がある、就労意欲が低下している等の理由により、直ちに一般就労に向けた就職活動を行うことが困難な者（以下「支援対象者」という。）に対し、専門家によるカウンセリングや研修・就労体験等を提供することで、支援対象者の日常生活や社会生活の自立に繋げながら、就労に向けた意欲や基礎的スキルを向上させる等、きめ細かい集中的な支援を通じ、認定就労訓練事業及び就労支援事業等にステップアップすることを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、宮崎市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又はその他本市が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3. 事業内容

（前記1に掲げる目的を達成するため、）本事業では以下の業務を実施することとする。

（1）カウンセリング業務

支援対象者に対してカウンセリングを行い、支援対象者の状態（精神状態や意欲等）を評価し、克服すべき課題等を明らかにするとともに、支援計画の立案を行う。

（2）研修等業務

日常生活の自立や社会参加能力の形成に向け、課題の克服、自己有用感の醸成などを目的として研修やグループワーク等を行う。

（3）就労体験業務

事業所において軽易な作業に参加する等の体験業務を提供する。

（4）その他業務

その他事業の目的を達成するために必要な業務を行う。

4. 事業参加の決定方法

支援対象者に支援を行うに当たっては、対象者本人の意思に基づき、原則として、被保護者にあつては福祉事務所の確認、生活困窮者にあつては支援調整会議における承認により、事業への参加が決定されることとする。

5. 事業の実施方法

具体的な事業の実施方法は、「就労準備支援事業実施要領」、「被保護者就労準備支援等事業実施要領」（平成27年7月27日社援発0727第2号生活困窮者自立相談支援事業等の実施についての別添3、別添4）、「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日社援保発0409第1号）、「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日社援地発第0306第1号）、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成27年3月27日社援発0327第2号）によるところとする。

また、本事業を委託にて実施する際には、別途「生活困窮者等就労準備支援事業 業務委託仕様書」に従うこととする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。